

京都市訓令甲第 1 1 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 5 元離宮二条城事務所長の項第 1 号中「元離宮二条城条例第 4 条」を「京都市元離宮二条城条例第 5 条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行 財 政 局 人 事 部 人 事 課)